

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第 55 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 2 月 3 日（火） 10:00 ～12:06

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、筒井専門委員、  
永田専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、  
猿田評価調整官、横田課長補佐

5. 配布資料

資料 1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価書（案）たたき  
台（評価手法・修正案）

資料 2 オーストラリア評価書（案）たたき台

資料 3 メキシコ評価書（案）たたき台

6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 55 回「食品安全委員会

プリオン専門調査会」を開催したいと思います。

本日は、6名の専門委員が御出席になっております。

食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員。本間委員は少し遅れるということですが、以上の方の御出席をいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

スケジュールにつきましては「第55回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

○猿田評価調整官 資料の確認の前に、先日、事務局幹部の異動がございましたので、御紹介させていただきます。

1月5日付けの人事異動で、事務局次長が日野から大谷に替わりましたので、御紹介いたします。

○大谷事務局次長 大谷でございます。よろしく願い申し上げます。

○猿田評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員の名簿のほかに3点ございます。

資料1が、我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価書（案）たたき台（評価手法・修正案）。

資料2がオーストラリア評価書（案）たたき台。

資料2が、オーストラリア評価書（案）たたき台。

資料3が、メキシコ評価書（案）たたき台となっております。

不足の資料等がございましたら、事務局までお知らせください。

また、これまで配付させていただいた資料は、お手元のファイルの中にとじてございます。必要に応じて御利用いただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○吉川座長 今日は比較的資料が少ないので、皆さん、お手元にございますか。

（「はい」と声あり）

○吉川座長 それでは、自ら評価の審議に入りたいと思います。

今日は、前回の審議結果を踏まえて、資料1としてプリオン評価書の評価手法部分の、たたき台を準備しております。一応、今までの議論を経て、こういう方法で一貫性のある評価をしようということで、今日、新たに、資料2と資料3になりますけれども、この資料1に沿って、具体的にオーストラリアとメキシコに関して評価書のたたき台（案）を作

成しました。事務局の協力を受けまして、起草担当委員として甲斐先生、門平先生、筒井先生、山本先生の4人の専門委員の方々の協力をいただきましてまとめたものです。起草担当をお願いした専門委員の先生方には、お忙しいところを本当にありがとうございます。

それでは、評価手法の部分について、前回の審議等を踏まえて一部修正したところがありますので、そこを確認して、それから、オーストラリアとメキシコについて、項目ごとに事務局から簡単に説明をしていただいた後、審議を進めたいと思います。

それでは、事務局から資料1の評価手法について説明をお願いします。

○横田課長補佐　それでは、資料の方を説明させていただきます。お手元の資料1、自ら評価の評価手法の部分のたたき台の修正案を、御用意ください。

内容につきましては、前回、詳細に審議をいたしましたので、本日は主な修正点のみ、簡単に御紹介させていただければと思います。

前回の審議を踏まえて内容的に追加又は変更した部分といたしましては、まず8ページの26行目以降のところを御覧いただければと思いますが、前回の専門調査会で、BSEリスク国の分類のところ、ポルトガルに関しては、GBRでもイギリスと同様にカテゴリーIVということで、ほかのヨーロッパの中程度汚染国とは少しレベルが違うのではないかという御指摘がございまして、その指摘を受けまして、その26～29行目の部分に記載を追加しております。

前回の審議結果を踏まえた記載ということでございすけれども、ポルトガルに関しては、欧州の中程度汚染国には入らないと考えられるが、今回、今のところ回答があった評価対象国ではポルトガルからの輸入実績等が認められていないことから、現時点では、まだ特に分類はしていないということで、記載を追加しております。

次の大きな修正点といたしましては、ページが少し進みまして、12ページ目を開いていただければと思います。12ページの10行目以降の段落でございすますが、遵守度に関する記載の部分でございまして、ここも前回、専門調査会の方で議論があったと思いますが、その議論を踏まえて修正しております。内容といたしましては、暴露・増幅リスクの評価に当たっては、基本的には「法的規制等がどのレベルで行われているかということに主眼を置きつつ、可能であればそれぞれの措置の遵守度についても考慮して評価を行った」という記載に改めております。

その次で、もう一つ大きな修正といたしましては、14ページ目の一番下に「(3) サーベイランスによる検証等」という項目がございすますが、ここに関しても前回の専門調査会

で OIE のポイント制の是非のような議論がございましたが、基本的なサーベイランスの位置づけといたしましては「今回の評価に当たっては、回答書等から得られた情報を整理し、評価のまとめを行う際に、検証的なデータとして活用した」ということで、次の 15 ページ目の上ですが、その検証的なデータとして活用する方法でございますけれども、各国のサーベイランス状況の評価に関しては、現時点ではほかに代わり得る方法がないため OIE で利用されているポイント制を基本的には利用したということで、記載の方を修正しております。

それ以外に関しては、内容的な変更を伴う修正というものではなくて、「てにをは」的な修正ということで、根本的な内容は変わっておりません。以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

前回、プリオン専門調査会で何点か、このたたき台案に関して議論のあったところで、大きく変えたといえますか、書き直した部分に関しては、8 ページ目の追加項目として、ポルトガルに関して記載を加えた。実際の評価に当たっては、ポルトガルからの輸出入がないということで、評価そのものには影響しないというので、特にポルトガルのステータスに関しては分類しないということを追加したということです。

12 ページのところに関しては、表現を少し変更して、遵守度等について、ややネガティブな書き方であったのに対して、実際の評価手法として、法的規制の度合いを根本に置いて、できれば遵守度についても加えて評価をしたという表現に変えたということです。

それから、14 ページ目に関しては、サーベイランスの取扱いについて、侵入リスク、あるいは増幅リスクに直接影響を及ぼすものではないというのは言わずもがなで、サーベイランスはむしろ実際の評価の検証に使うということでしたので、ここを削除して、表現としては、サーベイランスの状況に関しては国際的に用いられている BSurVE の方法しかそれに代わる方法がないので、それを利用して評価検証のためのデータとして使ったという記載に変えたということで、それ以外は特に大きく文章はいじっていないということですが、どなたか御意見はございますか。

いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、評価書としては、この格好で進めていきたいと思っております。もし、これから評価を始めていく実際の各国の評価の中で、これが基本になるわけで、ここに関わるような問題が出てきたら、またそこで議論してもいいと思っておりますけれども、とりあえずは、この評価手法案に従って、各国の評価を進めていきたいと思っております。

それでは、資料 2、資料 3 に移りますけれども、これまでもオーストラリアから審議を始めてきたということで、その順番で各国の評価をしていきたいと思えます。

評価書をつくるに当たって、これまで評価手法について、各国からの回答書に基づいて「国別の情報整理シート」「生体牛の評価の試行結果」、それから「生体牛及び食肉の評価の比較」といったようなまとめをしています。したがって、実際にはこの評価書に基づいて、今までの資料を整理した形で文章をつくっていくのが実際の各国評価ということになります。それで、それぞれの項目についての文章化をした上で、最終的に国別の総合的な評価をしなければならないのですが、ここに関してはまだ、資料を見ていただければわかるように、空白になっております。ですから、本日はオーストラリアとメキシコのたたき台に、それぞれの項目についての評価書に基づいた評価をすると同時に、時間があれば、それを総合的にまとめて、国別の総合評価にどういうふうに結び付けていくかという議論もできればしたいと思います。

それでは、オーストラリアについて、事務局から説明をお願いします。

○横田課長補佐 資料の方を説明させていただきます。まず資料 2、オーストラリアの評価書のたたき台を御覧いただければと思います。

まず最初に「1. オーストラリア」の「(1) 生体牛」ということで、①として侵入リスクに関する記載をまとめております。

6 行目から「BSE リスク国からの生体牛の輸入」という部分でございます。具体的なデータの方は、少し離れていて恐縮なのですが、後ろの 9 ページ目以降に別紙が付いておりまして、9 ページの別紙 1 が生体牛の国別・期間別の輸入頭数の方を表の形式で整理したものですので、そちらと本文を見比べながら御説明をさせていただきます。

まず、回答書によりますと、オーストラリアはイギリス、アイルランド、フランス、デンマークなどから、そこに書いてあるような数字の頭数を輸入しているということでございます。それから、アメリカ、カナダ、日本からも一部、輸入が過去にはあったということで記載をしております。

その下、1 ページの 22 行目以降が、今度は「BSE リスク国からの肉骨粉の輸入」でございます。実際のデータは別紙 2 ということで、後ろの方の 10 ページ目がオーストラリアのデータになりますけれども、回答書によりますと、オーストラリアはニュージーランド以外のすべての国からの肉骨粉等の輸入を禁止していて、BSE リスク国からの輸入はないということで、ゼロになってございます。

また 1 ページ目に戻っていただきまして、一番下の 34 行目以降が「BSE リスク国からの

動物性油脂の輸入」でございまして、オーストラリアからの回答書によりますと、イギリスを含む BSE リスク国から動物性油脂の輸入は行われていて、特にカナダからは結構な数量が入っていたということでございます。ただし、反すう動物用飼料として使用される動物性油脂の輸入は禁止されていて、これらの輸入はヒト用の食品であったり、化粧品、その他産業用ということでございます。

2 ページ目の方に行きまして、今度はこれら輸入されたものが実際に家畜用飼料に使用されたかどうかの評価ということでございまして、これに関しましては、オーストラリアからの回答書の中で、オーストラリア政府が実施したリスク評価結果や、オーストラリアの GBR のワーキンググループ報告書等を基に検討いたしまして、6 行目以降ですけれども、①としてイギリスから輸入された牛で 1976 年 6 月以前に生まれた牛でありますとか、②として調査時点でまだ生きていた牛とか、あとは③といたしまして、レンダリング処理されなかった牛に関しては、実際にはリスクにならなかったと考えられるので、リスクの対象外として整理をしております。

そういうことで、13 行目以降でございましてけれども、実際の輸入頭数のうちから一部、そういった牛を除外して、そこに記載されているような数字を実際にリスク考慮対象外として計算したということでございます。

それから、2 ページ目の 26 行目以降が動物性油脂に関してでございましてけれども、これに関しては先ほど御説明したとおり、カナダから相当量の輸入が確認されておりますが、反すう動物用飼料として使用される動物性油脂の輸入は禁止されていることから、今回の評価に当たってリスクは無視できるものと考えられたということでまとめております。

その下、2 ページの 30 行目からが「侵入リスクのレベルの評価」でございまして、以上をまとめまして、実際に侵入リスクとなったと考えられるものに関して侵入リスクのレベルの評価を行った結果、まず生体牛についてですけれども、1986～1990 年は英国換算をしますと 8.03 という数字になりまして、これは、5～10 というものは「非常に低い」というレベルになりますので、侵入リスクは「非常に低い」と考えられた。同様に、1991 年以降の期間はずっと低い数字となりまして、侵入リスクは「無視できる」と考えられたということでございます。

36 行目で、肉骨粉の方ですけれども、こちらの方は全期間を通じて輸入がゼロということになりますので、侵入リスクは「無視できる」という評価になったということでございます。

それから、生体牛と肉骨粉の組み合わせにより生じた全体の侵入リスクで、3 ページ目

の一番上でございますが、以上を組み合わせますと、1986～1990年は「非常に低い」、1991年以降は「無視できる」と考えられたということで、それをまとめたものが、離れていて恐縮ですけれども、後ろの12ページ目に別紙4がございまして、一番上のところの〈侵入リスク〉ということで、生体牛と、肉骨粉と、それを組み合わせた全体の侵入リスクのレベルを表形式でまとめてございます。

3ページ目に戻っていただきまして、2～3行目のところで、回答書と各国からオーストラリアへの輸出をとりまとめた貿易統計との考察で、回答書と貿易統計で一部数字が異なる点もございましたが、それほど大きな違いはございまして、全体の侵入リスクのレベルが貿易統計の数字を用いたとしても、回答書の数字を用いた場合よりもレベルが高くなるようなところはなかったということでまとめております。

一度、侵入リスクのところまでで説明を切らせていただければと思います。

○吉川座長 オーストラリアの侵入リスク、生体牛、肉骨粉、動物性油脂の、それぞれの回答書及び一部貿易統計に基づく実際のデータと、そのうち、生体牛については侵入リスクのうち、リスクの削減部分、英国から輸入されたけれども、まだBSEの流行のなかった時期の1976年6月以前に生まれた牛については削除する。それから、オーストラリアが調査した時点でまだ生存していた牛についても、それから、レンダリング処理されなかった牛についても削除した上で、評価書でやった、基本的にはGBRで使った、イギリスの最盛期のときのポイント制換算という格好でそれぞれの年代の評価をする。

肉骨粉に関しては、特に貿易統計、回答書、ともにリスク国からの輸入はないということで、これはない。

動物性油脂については、使用目的が飼料とは違うということで、それぞれの事実の記載と、それから、実際のそれぞれの項目の基準に合わせた評価という、それを総合評価という格好で、侵入リスクの組み合わせとしては資料の12ページの〈侵入リスク〉の全体というところで、1986～1990年が「非常に低い」。1991年から5年刻みで書いてありますけれども、いずれも「無視できる」という評価になったということで、データそのものは、先ほど言ったように、これまでの国別のワークシート、それから、項目評価のところを文章に起こした格好になってはいますけれども、ここまでの記載に関して御意見はございますか。

どうぞ。

○小野寺専門委員 オーストラリアに対する輸入の問題ですけれども、これを見ますと、輸入実績、例えば牛とかそういう肉骨粉ですけれども、英国とか、欧州とか、米国とか、カナダ、その他、日本と、要するにBSEが出た国からの輸入に関して見ていると思うので

すけれども、BSEが出ていないといえますか、そういう不明国みたいなところの輸入実績、例えばほかの周りの、オーストラリアだったらアジアの南の方の国とかがずっと近いと思いますし、ニュージーランドはいないと思うのですけれども、そういうところの輸入実績までは聞いていなかったんですね。

○吉川座長 これは一応、全部、調べたことは調べたんですね。

○横田課長補佐 はい。回答書では、全ての輸入と、そのうち、BSEリスク国からの輸入についてという形で分けては聞いておりますが、今回の整理に当たっては、先ほどの資料1で、まず基本的にはBSEリスク国からの輸入量を基に英国換算した数字でレベルの判定を行っていきこうということなので、それ以外の部分に関しては特に整理はしておりません。

具体的な輸入に関しては、オーストラリアの回答書が、机の上のファイルでオーストラリアのファイルがあるかと思います。耳の番号でいきますと2番がオーストラリアの回答書の仮訳になりますが、その2ページ目があらゆる国から輸入した生体牛の情報で、回答書では全部の国ということで聞いておまして、その表を見ていただきますと、基本的にはBSEリスク国の中で整理した国が多いですけれども、当然、ニュージーランドとか、一部、それ以外の国も若干、輸入実績はあるというのが回答書の方では記載されております。

○吉川座長 この資料から見ますと、先ほどの分類のヨーロッパの中汚染国、低汚染国、日本、米国を除くと、ニュージーランドと、1990年のココスという76頭というものは、このリストからは外してあるということになるわけですね。

○小野寺専門委員 そうですね。ニュージーランドとかココスは外してあるということですね。わかりました。

○吉川座長 ほかにございますか。

どうぞ。

○甲斐専門委員 肉骨粉についてですけれども、回答書と貿易統計との乖離がかなりあるのではないかと思います。貿易統計は、貿易担当者がBSEとは何も関係なく淡々と記録されたと思うのですけれども、回答書の担当者と貿易統計の担当者はかなり性格が違うのではないかと思います。しかしながら、何となく、もう少し貿易統計のデータも配慮した方がいいのではないかと思います。

○吉川座長 肉骨粉の方ですか。

○甲斐専門委員 肉骨粉です。

○吉川座長 肉骨粉の方は、今の資料のオーストラリアのデータがですね。

○甲斐専門委員 これは10ページですね。



○吉川座長 これですね。

そうですね。オーストラリアからの回答は、先ほどのもとの回答書の5ページで、ニュージーランドのみということ、リスク国という定義からしますと評価の対象にしなかったということ、貿易統計からしますと、欧州の中程度汚染国と、欧州の低汚染国と、米国、カナダの1996～2000年、2001～2005年のところに、1,052トンと42トンですか。

○甲斐専門委員 私は、基本的には評価書に異議はないんですけども、例えばアメリカからの輸入量がありますね。でも、アメリカでBSEが発見される以前は汚染されていないというふうに評価するのか。

○吉川座長 いや、そうではないです。米国の場合は加重ポイントを、非定型ではありましたが、あ那时的ルールでは陽性牛が生まれた年にさかのぼってポイントを与えたのです。ですから、2003年から後に加重ポイントを与えたわけではなくて、2003年をさかのぼることの12年か、14年か。たしか、資料はどこに入っていましたか。

○横田課長補佐 それは評価手法で、資料1の10ページ目に加重係数のところを記載しておりますが、27行目以降が「米国及びカナダの加重係数」でございますが、吉川座長の御指摘のとおり、その32行目以降ですが「加重係数を設定する期間については、これまでに両国で発見されたBSE陽性牛の推定生まれ年を基に設定した」ということで、アメリカの場合は1993年から、カナダの場合は1989年以降に関して加重係数を設定したということでございます。

ですから、発見された年ではなくて、一番早い生まれ年から考慮対象にはしているということになるかと思えます。

○甲斐専門委員 勿論、それはわかりますが、回答書と貿易統計との乖離が大きいような気がするんです。なぜ、こういう回答になるのかがよくわからないんです。

○吉川座長 これはオーストラリアに限らず、各国で一部ずれがあることはあるので、その場合には回答書と貿易統計と、それぞれ別途に加重計算の評価をして、もし、回答書と貿易統計の方でずれることがあればそれを審議する格好になって、この場合は恐らく、アメリカが864トンですから、1トンを1頭と計算して800頭分と考えて、そのときの加重が0.0002をかけて、実際にはほぼゼロ、0.0幾つということ、無視できるという評価になったので、回答書と貿易統計の方のデータのずれが総合的な評価としてないということで、無視できる、ゼロという評価になっているので、ここは本当は、そういう意味ではゼロではなくて0.00幾つという値があったんですけども、評価上はそうしてしまったということで、評価の方法としては、この貿易統計のデータそのものを無視したわけではない

と思うんです。

そうですね。

○横田課長補佐 はい。そういうことをごさいますて、先ほど御説明した中で最後のところですが、資料2のオーストラリアの評価書の3ページの上の2～3行目にその旨の記載をさせていただいています。回答書を用いても高くなるようなところはなかったというのが、今、座長が御説明いただいた部分の評価書本文の記載になるかと思えます。

○吉川座長 もし、誤解を解くとすれば、単純計算すると0.0016になりますから、0.002と書いて無視できるという、あるいは貿易統計の方のデータを使ったなら、例えば括弧をして0.002で無視できるという評価の書き方がいいかもしれません。

結果的には、特に影響には及ばないけれども、ゼロと書いてしまうと貿易統計の方を無視したという、今、言われたような誤解を生むかもしれませんから、もし、回答書に基づいたデータと、貿易統計に基づいたデータとを併記するならそういう格好で、回答書の方はそのままの数値で、貿易統計の方は括弧をして書くなら書くという格好で、しかし、結果としては0.0幾つで、評価としては無視できる範囲に入るという方が、今、言われたように、混乱を招かない気はします。

評価方法としては、そうでしょうか。特にルールに関しては、今、言ったルールでやってきたので、基本的な評価手法のルールに触れることではないと思えますけれども、少し表現の仕方を、そこら辺のわかりやすい、何に基づいて、どう評価したかということがわかるような表現に変えたいと思えます。

ほかにございますか。

でも、どこかで切って、0.00とずつつないでいても意味がないですから、下3けたぐらい、0.002ぐらいが、どこかで四捨五入して切るということはやって構わないと思います。

どうぞ。

○筒井専門委員 これは確認で、オーストラリアということではなくて、仕組みのところで質問すればよかったのかもしれないんですけども、例えば欧州の低汚染国の輸入量というものがここにも出てきているんですけども、先ほどポルトガルのところで、直接輸入がないので今回は評価の対象にしないということだったんですが、現状、例えばEUの中で生体牛について、低汚染国であるポルトガルとかそういったところから、欧州の中で何か流通規制みたいなものがかかっているんですけどか。そこを確認したかったんです。

○横田課長補佐 ヨーロッパの域内の規制は、ヨーロッパのルールを満たしているのではあ

れば、特に輸出入できないという状況ではないと思いますが、詳細は確認する必要があります。

○筒井専門委員 つまり、例えばイギリスであれば、たしか何らかの規制があって動いているという理解だったのですが、特に過去のことですので、過去のことは今更言っても仕方がないのかもしれないのですが、今後、そのような輸入が起こり得る国が評価対象として出てきた場合に、現状の規制の中身がわかっていないと少し困るのかと思い、確認させてもらいました。

○吉川座長 わかったら調べておいていただけますか。私もあまり正確には記憶をしていないのですが、イギリスに関しては例の OTM の 30 か月超の牛の焼却というものがあって、2005 年に国内見直しをして、その後に EU がイギリスの基準を受け入れて、そこで再開したという記憶はありますけれども、それ以外の EU 圏内の国に関して、名指しで特別の措置を取ったという印象はあまり残っていない気がするんです。わかったら調べておいていただけますか。

ほかにございますか。いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、続きを説明していただけますか。

○横田課長補佐 では、続きまして「②暴露・増幅リスク」の方に移ります。資料 2 の 3 ページ目の上の方になります。また、暴露・増幅リスクのところをまとめているものが後ろの別紙 3、11 ページ目に簡単に概要をまとめておりますので、少し離れていて恐縮ですが、後ろの 11 ページ目の別紙 3 と本文を見比べながら御確認いただければと思います。

まず、本文の方、3 ページの 6 行目からが、最初に飼料規制に関する記載でございます。オーストラリアですが、反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への飼料規制を開始したのが、1996 年からは自発的で、1997 年から法的に禁止したということでございます。それから、その後、次第に強化されていまして、2001～2002 年にすべての脊椎動物由来原料を反すう動物に給与することを禁止したということでございます。

その次の段落、13 行目以降で、オーストラリアでは牧草が主要な飼料であるということでございます。その次に、フィードロットについては穀物を中心とした飼料が給与されていて、肉用牛の大体 30% ぐらいは、フィードロットで肥育を終えるというような記載が回答書の方ではございます。

その次に、16 行目からが牛と豚・鶏の混合飼育ですけれども、少数の農場では行われているような実例もあるということでございますが、養鶏残渣等を反すう動物に給与するこ

とは禁止されているということでございます。

18 行目以降が飼料製造施設に関するデータで、年度によって少し変わってきておりますけれども、およそ 6 割から 7 割ぐらいが専用施設ということで、特定の家畜の飼料のみを生産している施設で、残りの大体 3 割から 4 割ぐらいが混合施設ということで、反すう動物用と反すう動物以外用の動物用飼料の両方を生産している施設でございます。その混合施設のうち一部の施設ではライン分離が行われていおりますが、残りの大半の施設ではライン洗浄等に対応しているということでございます。

その下の 25 行目以降が飼料規制の遵守に関する部分でございます。レンダリング施設、飼料製造施設、小売業者、農場の各段階において、州や領土の担当官による公的な法令遵守調査が行われており、実際の結果の概要は 28 行目以降に書かれているような数字ということでございます。

その次の 4 ページ目に移りまして、今度は「SRM の利用実態」が 1 行目から書いておりますが、オーストラリアの国内については、OIE で「無視できる BSE リスク国」とされているようなことから、特に SRM の定義はないということでございます。実際に SRM の用途に関してですが、詳細な統計情報はないということですが、おおよその割合でいきますと、大体 50% ぐらいがヒトの食用に回っていて、残りの大体 48% ぐらいがペットフードを含む動物用飼料に回っていて、その他残りは肥料用とか廃棄されているものと推定されております。

その次の段落、10 行目以降で、死廃牛に関しては、大部分が農場で埋められるか焼却されるということですが、一部はレンダリング処理に回っているものと推定されております。

その次の 14 行目以降が、今度は「レンダリングの条件及び交差汚染防止対策」でございますけれども、レンダリング施設に関しては、そこに書いてあるような施設数でございます。まして、専用施設と混合施設の内訳のデータはないということですが、商業的な理由から多くのレンダリング施設が特定の家畜用に専用化されているということでございます。

レンダリング条件の方が 20 行目以降でございますけれども、OIE コードで規定されている 133°C/20 分/3 気圧で処理されているものは 6 施設で、生産量でいきますと大体 3% 程度で、残りの施設は、大気圧下での処理が一般的だということでございます。

次に、24 行目以降が「その他」ということで、BSE 以外の TSE ですが、オーストラリアでは 1952 年、かなり昔でございますけれども、イギリスから輸入した羊でスクレイ

ピーが発見された事例があるということですが、これは速やかに根絶されて、それ以降、再発は見られていないということでございます。そのほかに、輸入のチータとかアジアゴールデンキャットで TSE が発見されているけれども、いずれも焼却・埋却処分されていて、これ以外に症例の報告はないということでございます。

最後に、まとめのところが 31 行目以降でございます。

「暴露・増幅リスクの評価」ということで、以上のようなデータに基づいて、暴露・増幅リスクのレベルの評価を行った結果でございますけれども、後ろの 11 ページ目の別紙 3 の一番下のところの方が見やすいかもしれませんけれども、1986～1996 年は飼料規制が特になかったということで、判定としては「高い」。それ以降、1997～2001 年は反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への飼料規制があったということで、1 段階下がって「中程度」。2002 年以降は哺乳動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止ということで、もう一段階下がって、判定としては「低い」という結果になったということでございます。

「②暴露・増幅リスク」の説明は以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

生体牛の背景リスクの後半の「②暴露・増幅リスク」というところですが、1 つは飼料規制が時系列的にどういうふうに行われてきたかということから、飼料規制の遵守状況についての検査と、その結果が 3 ページに書かれている。その後、SRM の利用実態がどういうふうになっているか。その下流でのレンダリングがどういう状況になっているかということと、BSE 以外の家畜のプリオン病についての記載という、各項目についての記載の上で、暴露・増幅リスクの評価ということで、先ほどのプリオン評価書に基づいて時系列的に評価しますと、1996 年までは暴露・増幅リスクは「高い」。1997～2001 年、法的規制の後については「中程度」。2002～2007 年に関しては「低い」という評価になるということですが、ここに関してはどうでしょうか。

どうぞ。

○小野寺専門委員 「死廃牛」と書いてあるんですけども、英語で言えば fallen stock と言うのかどうかは知りませんが、これはいろいろ、この辺の書きぶりはたくさんあると思うんです。例えば OIE ですと、いわゆるダウンナーが入って、あと、事故牛があつてどうのこうのと書いてあるんですけども、これは別に、向こうの方では恐らく、死廃牛ということは、fallen stock とかそういうことの英文和訳なのではないでしょうか。

どこかに書いてあるのですか。

○吉川座長 これは、農場での死亡牛というものはすぐに意味はわかりますけれども、切

迫と殺みたいな意味なのか。廃用牛だと、そうではないですね。と畜場に送りますね。

これは、資料1になるわけですか。

○横田課長補佐 はい。

○吉川座長 SRMの利用実態は、多分、実際にはと畜場に来ないで、農場で処理される牛群という意味だろうと思うんです。

○小野寺専門委員 日本で言えば、死亡牛になるわけですね。

○吉川座長 基本的には、死亡牛ではないだろうかと思うんです。

○横田課長補佐 ここの部分の記載ですけれども、オーストラリアの回答書の日本語訳ですと、耳の番号で2番目の回答書の29ページ目の真ん中辺りの(1)というところで、それぞれのレンダリング処理の仕方とかというところの囲みの中で、上から10行目ぐらいに、死亡牛の99%は農場にて死亡し、大部分は農場に埋められるか、燃やされると推定されているという部分を受けて評価書の方は書いております。

それに該当する英語の部分になりますと、耳の番号で1番が英語の方の資料でございまして、その48ページ目がその英語の部分で、そのところで、下の(1)の8行目ぐらいに99%という数字が書いてある英文の行があると思いますが、そこが該当する英語のところでした、そのところを見ますと「fallen cattle die on farm」というような英語の記載になっております。

○小野寺専門委員 そうしますと、いわゆる fallen stock ということになると、やはり死亡牛ということですね。

○横田課長補佐 そうしましたら、記載の方は「死廃牛」ではなくて「死亡牛」の方がよろしいでしょうか。

○吉川座長 そうですね。「死亡牛」の方が正確だと思います。

ほかに、ここの記載に関して、ございますか。いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、その次の項目に行きましょう。

○横田課長補佐 そうしましたら、その次の「③サーベイランスによる検証等」の項目に移りたいと思います。資料2の4ページの一番下、36行目以降になります。

まず「母集団の構造」でございましてけれども、オーストラリアの牛の頭数で、大体、肉用牛が613万頭。これは1歳以上の去勢雄で、1歳以上の雌の肉用牛または未經産牛が1,346万頭。あと、乳牛が188万頭。種畜牛が72万頭で、合計2,219万頭ということでございます。

「サーベイランスの概要」が5ページの5行目からでございますが、1990年よりパッシブサーベイランスが行われていまして、その後、1998年からサーベイランスプログラムが強化されていまして、アクティブサーベイランスが実施されているということでございます。そこの下の10行目以降で、そのサーベイランスの対象ですけれども、いわゆるOIEの分類で「臨床的に疑われる牛」を中心に行っておりまして、そのほか「死亡牛」とか「不慮の事故によると畜牛」についても対象となっているということでございます。

実際のカテゴリーごとの実施頭数の詳細ですけれども、後ろの方の12ページ目の別紙4の下の方に「サーベイランスポイントの試算」というもので、表形式で各カテゴリー、年次別の頭数の方をまとめておりますので、そちらの方を御覧いただければと思いますけれども、その表に書いてあるような頭数が行われておりまして、これに基づいてサーベイランスポイントの計算をしますと、OIEの定めている目標ポイント数はクリアしている。これはオーストラリアは、OIEでステータス認定を取っていますので、当然ということになるかと思えますけれども、そういう結果になったということでございます。

また本文の方に戻っていただきまして、5ページの26行目以降が「BSE認知プログラム、届出義務」というところでございますけれども、オーストラリアでは、BSEは動物衛生当局への報告が義務付けられている疾病ということでございまして、そこの下の32行目以降の段落ですけれども、いろいろな団体とか、フードチェーンの各段階に関わる人々に対して認知プログラムの方も幅広く実施されているということが回答書の方には記載されてございます。

サーベイランス部分の説明は以上でございます。

○吉川座長　ここは主に検証に当たるところですけれども、最初に、回答書に基づくオーストラリアの母集団の構造というもので、総計で大体2,200万頭を飼育している。それに関して、基本的にはOIEのサーベイランスのシステムに沿って、初期は100万頭に1頭いれば検出できるという方法でサーベイランスをしているわけですけれども、改正になって、オーストラリアの場合は無視できるリスク国ですから、定義によればBSurvEのAが適用されるということで、定義からすれば、本来は5万頭に1頭でいいはずですね。でも、実際には10万頭に1頭に満たないというサーベイランスのポイントの領域に入ってきているということが記載されております。

それから、BSEの認知プログラム、あるいは届出義務に関してはこういう格好で、1989年から取り組まれて実施されているという、向こうの回答書の記載を書かれております。

ここに関してはどうでしょうか。

どうぞ。

○永田専門委員 方法論の方で、サーベイランスのデータは検証に用いる。要は、生体の侵入リスクと、それから、暴露増幅リスクの評価を、それらのまとまったあるものに対してサーベイランスのデータを検証として扱うという意味だと思うのです。

すると、何らかのサーベイランスのデータが、それまで行っているリスク評価と乖離があるのか、ないのかとかといったコメント評価みたいなものは入れなくていいのでしょうか。それとも、総合評価か、もっと後の方に持つておく、コメントを入れたりするものなのか。ただデータを書きしておくでは検証というような形にならないような気がするのです。

○吉川座長 言われると、そのとおりだという気がするのですが、恐らく日本みたいに全部やっている国は国際的にあり得ないので、検証するとしても、実際に国際的に公開されている BSurVE 方式で評価するしかないというのは先ほどの評価書のところに書きましたけれども、それに基づくなら、ここにあるように、直近の7年間に關しては、BSurVE のポイント制に基づけば10万頭に1頭以下であろう。その前のサーベイランスから見れば、100万頭に1頭以下のプロバビリティーといいますか、もし、有病したものがあつたとしても、そこまでは保証できるという考えと、生体侵入リスク暴露評価で見た、国内暴露では高いからずっと下がってくる格好になりますし、侵入リスクでは最初の低いところを除けば無視できるというものと、ここでのサーベイランスのデータが整合性を持つかどうかという、持つと考えるという記載を入れた方がいいということになるわけでしょうか。

○永田専門委員 検証ができるか、できないかという問題があつて、入れるといても、それをジャッジしなければいけないので、それは大変かもしれません。もし、それほど検証を前面に出さないなら、方法論の方で表現を書いてしまうとかです。

○吉川座長 後で評価していく国々の中には、国別のデータの整理の中で、既に検証としてのサーベイランスがまだデータとしては使えない国も出てくるので、使えた国について、例えばオーストラリアであれば、もし100万頭に1頭以下ということを考えれば、前の侵入リスクの総合評価と矛盾しないというなら、そういう記載をすることも可能かと思うのです。国によってはそういう評価になるかもしれませんが、科学的な検証としてのサーベイランスデータが不十分で、検証には至らないというような表現を、最初に言われたコメントとして、このところに加えるということはあるかもしれないような気はするんですけども、でも、実際には全頭検査をするわけではないので、多分、そこまでしか言えない。

どうでしょうか。



どうぞ。

○永田専門委員 それか、方法論のところ、例えば「検証」とうたっていますけれども、勿論「検証」でいいのですが、例えば「良好なサーベイランスが行われれば、回答書等から得られた情報を整理し、評価のまとめを行う際に検証的なデータとして活用できる」と書くなど、変わらないといえば変わらないのですが、少し方法論の書き方が、データがあるので委員会が検証しますみたいに見えないわけではないので、和らげるか、今のように、検証に至るほどのデータではないということ、その都度、その国々の中で記載する。どちらも入れてもいいし、どちらだけで、後者だけでもいいと思いますが、そういった方法もあるかと思えます。

○吉川座長 どうでしょうか。実際、各国、それなりにやっているところはやっている、やっていないところはやっていないなりのサーベイランスのデータをくれてはいるんですけども、それを、この評価の中でどういう格好で、前回、BSurvE が適切かどうかに関しては議論しましたけれども、低汚染国に対して、本当に BSurvE の方式が使えるかどうかということ、それを我々自身が検証する能力はあまりないということと、それに代わる新しいサーベイランスの加重的な評価法を開発するにはとても難しいということで、とりあえず、国際的に使われている BSurvE をやはり使おうということに関しては特に異存はないということであったと思うんですけども、そういう格好で得られたデータについて、評価書全体の中でどういう位置づけにするか。それは同時に、今、言われたように、各国の評価の中でのサーベイランスデータについて、委員会としてどういう、最終評価に直接つながるかとかという問題はあっても、何らかの形で評価として用いるんだとすれば、評価としての記載が要るのではないかと。単に事実だけではなくて、そのサーベイランスデータをどう評価したのかということです。

どうぞ。

○小野寺専門委員 BSurvE に関して、BSurvE の A の国に該当するか、BSurvE の B の国で評価した方がいいかというのは、やはり、それ以前のリスク評価があるといえはるわけです。例えば肉骨粉を輸入したとか、しなかったとかがあるわけです。ですから、そのレベルでの評価は可能であるけれどもとかということとは言えると思うんです。

ところが、そういうものは BSurvE の B に評価しない国も、要するに、評価に達するまでのサーベイランスをやっていない国もあるのも確かかなのです。ですから、それに関しては、まだ BSurvE の B の評価に達していないぐらいははっきり言ってもいいかなと思うんです。

○吉川座長 それはそうだと思うんです。そこの部分、データ不足の国に関して検証する

のはとても無理ですから、そういう意味では検証に足り得るデータとしてはまだ不十分であるというのはいいんですけれども、例えばオーストラリアのように十分に達している国に関してのデータを委員会としてどう評価したのかというコメントを載せるべきだろう。私はそう思うんです。使わないなら使わない。でも、もし使うというなら、どう使ったのかという記載があった方がいいのではないかとこのところなんですけれども、筒井専門委員、何かありますか。

○筒井専門委員 難しいと思うんですけれども、要はどういった場合に、これまでのリスク評価とサーベイランスで整合化しないかというケースが考えられるかということなんです。そうしますと、恐らくリスクが高いにもかかわらず、一生懸命サーベイランスをやっていて、出てきていない、見つかっていない場合と、恐らくリスクがあるだろうと言っているにもかかわらず、サーベイランスを少なくやっていて、BSEが確認されていないと相手国が主張している場合と、あとは、リスクがないと言っている場合にサーベイランスをあまりやっていない。

一番問題となるのが、リスクがあると我々が推定したにもかかわらず、十分なサーベイランスで発生のないことを検証できるだけの材料を持っていない場合ですね。その場合、コメントは、検証できないというふうにするのか、あえて前段のリスクを変えるような場合だけ評価するのか。一致しない場合以外は事実だけを書いておくというのも一つの手かなと思うのです。コメントが必要な場合というのは、恐らくリスクが高いと言っているにもかかわらず、たくさんのサーベイランスがあっても、現実的に出てきていないという状況ですね。その場合には、推定したけれども、実際は、もしかすると、検証によってリスクはもう少し低いのかもしれないというコメントは出せると思うんですけれども、それ以外の場合というのは評価する方法があるのかなという気がするんです。

○吉川座長 どうぞ。

○門平専門委員 やはり、今、自ら評価をやっていますので、評価の三本柱を考えると、やはり侵入リスクと、中での暴露、それから、食品に付着した危険物質で、その3つが大きな柱になると思うんです。でも、そのサーベイランスと、やはりリスクの量というものは区別して考えなくてはいけないのではないかと思います。

基本的には永田先生と吉川先生と意見は同じで、もし、ちゃんとしたデータが提出されているのであれば、その補助的に、結局は筒井先生のお話ですね。そういうちゃんとしたものがあれば、足りない部分を補うために活用する。ですけれども、やはり補助的な情報なのではないかと思います。

○吉川座長 サーベイランスの使い方に関しては、そんなに異論がないと思うんですけども、記載されてきたサーベイランスのデータに関して委員会の評価としてどう扱うかという部分で、今、筒井専門委員から出たのは、自ら評価した部分と実際のデータに乖離が起こった場合はコメントをする。例えば単純にオーストラリアで言うなら、侵入暴露リスク全体を考えて、それほどのものはないだろうという、生体牛の方の背景リスクに対して、実際のサーベイランスでそれなりの満たすポイントをやって、やはり出ていないという格好で整合性が持てた場合は、あえてコメントを書かない。提案としては、それでもいいのではないかということですね。

○筒井専門委員 といいますか、その評価をすること自体がむしろ難しいのではないかということですか。

○吉川座長 そういう案もありますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○永田専門委員 当然、このリスクの評価は、最初からサーベイランスデータはあまり当てにならないから理屈の方で推定していこうということだと思うのです。その結果が出て、それを、サーベイランスデータもあるので、本当に合っているかどうかぐらいのものでしかないと思うのです。逆にサーベイランスがみんなできていれば、何も推定などしなくて、そのまま、何もしなくていいはずなので、ですから、最初から今の柱はちゃんと中心になっていると思うのですが、ただ、それでは余分にと言ったらおかしいですけども、そういったものがデータとして出されたときに、何らかの整合性があるというのは本当に言えないと思うのですが、大きな乖離はないとか、乖離がある、なしとジャッジするのはできないような状態とか、ここではなくても、総合的な評価でもいいと思いますが、何か一言要るのではないかと思います。

○吉川座長 そうですね。確かに、全く補足的なもので、評価の対象には扱わない的な軽い扱いをすると、本当にどこの国もサーベイランスはしてこないという逆の、それでもいいではないか、建前といいますか、上から評価するならサーベイランスデータは要らないではないかという扱いになってしまうと、それはそれであまりいいことではないと思うんです。少なくとも、アメリカでやるときには随分とクレームを付けて、サーベイランスそのものについても、アメリカは OIE の基準の 10 倍もやっているではないかというのに対して、本当にそれでいいのかという、この委員会としても、それなりの意見を述べたわけであって、そういう意味では必ずしもサーベイランスを、評価上、無視しているわけではないと思うんです。

ですから、できるなら科学的評価に必要と考えられるサーベイランスが行われるのがベストだというのは基本的なスタンスだと思うので、やはり1行くらい、それについて、どう考えたかというコメントがあっても私はいいのではないかと。あるいはオーストラリアならそういう格好で、生体牛の総合的な背景リスクと、ここでオーストラリアが述べられているサーベイランスの中でのデータとは乖離しないなら乖離しないというようなコメントを述べていいのではないですか。どうですか。足りない国は足りないということが書けるわけで、先ほど筒井専門委員が言った、矛盾しないケースについてコメントを述べるか、述べないかということですけどもね。

○筒井専門委員 いや、コメントを求めるといいますか、サーベイランスで評価したというのがなかなか難しいと言っているだけで、例えば国際的に求められたことをきっちりやっているとか、あるいは先ほど永田専門委員が言われたように、矛盾をしていないとかという意味での評価はありで、リスク自体をそれで評価するということは少し厳しいのかなというのが私の意見です。

○吉川座長 意味はわかりました。

ほかにございますか。なければ、今のを考慮して、ここに関しては少し表現を加えるという格好で、サーベイランスで評価するという意味ではなくて、評価結果に関してサーベイランスデータとの乖離があるか、ないか、あるいは特に深刻な乖離はなかったとかというような表現を少し考えて加えたいと思います。

ほかに、この項目はございますか。いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、後半の食肉の方に入りたいと思います。続けて説明をお願いします。

○横田課長補佐 そうしましたら、続きまして「(2) 食肉及び内臓」の方の説明をさせていただきます。資料2の6ページ目からになります。

最初に「①SRM 除去」で、4行目に誤字がありまして「SRMの実施方法等」と書いてありますけれども「除去」が抜けていますので、これは「SRM 除去の実施方法等」という様に補っていただければと思います。

先ほど暴露・増幅リスクで説明したとおり、国内ではSRMの定義はないので、商業的契約とか、少数の輸入国機関が必要とした場合に限り、と畜工程で除去されるということでございます。詳細な日本向けの除去については網掛けになっておりますけれども、追加確認事項の中で、今、確認中でございます。

10 行目以降がと畜工程のところですが、背割りは一般に行われていて、背割り鋸は洗浄の方はされているということでございます。脊髄の方は手作業または吸引機で除去されている。それから、枝肉洗浄の方ですけれども、回答書によりますと、ほとんどの施設では脊髄除去後の高圧水による枝肉洗浄は行っていないとされているということで、この部分は以前の専門調査会の方でも少し追加確認のときに議論がありまして、枝肉の洗浄方法等については、今、確認中ということで、その回答を踏まえて、少し記載の方は整備する必要があるのではないかと考えております。脊髄の残存の確認ですけれども、獣医官か、食肉検査官がランダムに検査しているということでございます。

17 行目以降が扁桃とか回腸遠位部でございますけれども、こちらに関しても検査官が除去の確認等をしているということでございます。

23 行目以降が「SSOP、HACCP に基づく管理」でございますけれども、オーストラリアの場合、輸出施設においては、SSOP と HACCP の実施が求められているということでございます。

29 行目以降が「日本向け輸出のための付加的要件等」ということで、日本への輸出は、特別な基準を満たす輸出施設のみに許可されていて、HACCP とか SSOP の実施が要求されているということでございます。また、非公式な要件。これは通知による自粛指導のことだと思いますけれども、それによりまして、脊柱を含む牛肉が日本に輸出されないようになっているということでございます。

その下で、36 行目以降の「②と畜処理の各プロセス」でございます。

まず「と畜前検査及びと畜場における BSE 検査」で、一般的にと畜前検査が実施されておりまして、歩行困難牛などの異常牛はと畜に不適な牛とされるということでございます。

検査の方は、サーベイランスの方でもございましたけれども、いわゆるハイリスク牛中心ということで、食肉処理場におけるサンプリングの牛の数は最低限だということで、そんなに多くはやられていないということでございます。

7 ページの上から 6 行目で、今度は「スタンニング、ピッシング」でございますけれども、スタンニングは、まず圧縮した空気やガスを頭蓋内に注入する方法は行われていない。それから、ピッシングも行われていないということでございます。

12 行目以降が「③その他」です。

まず「機械的回収肉 (MRM)」でございますが、オーストラリアでは機械的回収肉の生産が行われているということで、実際の輸出の有無等に関しては、今、追加確認の中で確認中ということでございます。

その下の「トレーサビリティ」とか「と畜場及びと畜頭数」に関しても、そこに記載しているとおり、簡単にまとめてございます。

最後の「④食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性の評価」というものが34行目以降でございます。

少し離れていて恐縮ですけれども、今、言ったようなことを一番後ろの13ページ目の別紙5に表形式でまとめておりまして、評価手法の流れに従ってリスク低減措置の有効性の評価を行いますと、リスク低減効果は「大きい」と考えられたということでまとめてございます。

食肉の部分の説明は以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。6ページ以降、食肉及び内臓のリスク、特にリスク低減措置の評価ということになりますけれども、1項目がSRM除去の実施方法ということで、幾つか現在確認中の事項がありますので、これは回答が返ってきたところでもう少し正確に書き込むことになりますけれども、基本的には、国内的にはSRMの定義はないということで、商業契約、あるいは輸入国機関が必要とした場合に限り除去しているということです。

衛生管理に関しては、輸出施設に関して、SSOP、HACCPの実施を求める。

日本向け輸出のための付加的条件等の詳細に関しては、現在確認中ということです。

と畜のプロセスに関しては、生体牛の検査とスタンニング、ピッシングに関して、そこに記載されているとおりです。

その他の項目としては、オーストラリアは機械的回収肉を生産しているということで、これも日本向け輸出の有無についての現状を確認することになっております。

それから、トレーサビリティ、と畜場及びと畜頭数という評価の各項目についての回答書の記載がされております。

それで、最終的な食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性に関しては、基本的にはSRMの除去を基本に置いて評価書でやりましたけれども、法的な規制になるのか、ボランティアベースでやっているのかということから、付加的にと畜場での処理の方法のスタンニング、ピッシングというものを加えた上での評価をするというルールに基づいてやると、オーストラリアの場合は、SRMを任意の措置として除去しているということと、スタンニングを完全に行っているという組み合わせで、リスク低減効果としては大きい部類に入ることですけれども、ここに関してはどうでしょうか。いいですか。

どうぞ。

○永田専門委員 どうでもいいことかもしれませんが「④食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性の評価」ということで「有効性」を使っているのですが、でも、評価の仕方はリスク低減効果が大きいとか小さいとかですので、もし、有効性なら有効性が大きいとか無効とか、何か合わせなければいけないと思うので「有効性」という言葉ではなくて、ただの「効果」にするとか、単純に言葉だけの話と思うのです。

○吉川座長 そうですね。ここは少し言葉を検討します。基本的には、経緯としては、この部分はリスクが大きい、小さいという表現よりは、持ってくるリスクをどのくらい除けるかという方がわかりやすいだろうというので、リスク低減措置の評価という格好で最初は書いて、その後、どれがどのくらい有効に行われているかを評価したという方がわかりやすいだろうというので、だんだん表現が複雑になってしまったのですけれども、この表現は少し考えます。

ほかにございますか。どうぞ。

○小泉委員 確認なのですが、ここに書かれている6ページの条件というものは、すべて日本向けの輸出に適用されていると考えてよろしいのですか。一番大切なのは、29行目の日本向け輸出のための条件だと思うのです。それで、その上のSRMの除去方法とかこういったものは、日本向け輸出に関してすべてこういった条件で行われているかということ。

それから、オーストラリア本国ではSRMの定義がないわけですが。そうしますと、12か月未満の牛については、これを取る必要はないことになりますので、そういったものが日本に入ってきているのかということ。

それから、月齢判断がどうも歯列でやっているようなのですが、それはどの程度確実なのかという、この3点について教えてください。

○吉川座長 事務局の方、わかりますか。

○横田課長補佐 日本向けに関しては、今、追加確認の方で除去の範囲はどの範囲なのかというところは確認しておりますので、その回答の内容を見て、また記載ぶりは調整させていただければということで、座長の方からも先ほどお話があったとおりになるかと思えます。

あと、歯列ですか。

○小泉委員 何か月齢というのは歯列で判断していると、何ページか、どこかにありましたね。

○小野寺専門委員 7ページの25行目です。

○横田課長補佐 歯列の部分に関しては、サーベイランスのときに、結局、年齢推定をする必要がございますので、その際に歯列を用いているということが回答書に記載されており、それを書いたという整理になるかと思えます。

○小泉委員 ですから、この12か月以上のものについてのみ頭蓋骨を取るようになっていきますね。13ページの表を見ますと、SRMの定義がそうなっていますので、以上の牛についてはこれで、全月齢については腸を取るようになっていますが、そうしますと、12か月未満のものは取らなくて日本に入ってきているのかどうかということです。その際、12か月かどうかと判定するのは歯列でしているのかということなのです。

○横田課長補佐 済みません、13ページの記載が、括弧で書いてあるのが少し紛らわしいのですけれども、これはオーストラリアの定義で、国内ではなく、外国からオーストラリアに輸入するための定義ということで下の注釈に書いてありますので、日本向けは、今、確認しておりますけれども、恐らく全月齢取っているのではないかと思えますので、そこは回答が返ってきてから確認して記載する形になると思えます。

○小泉委員 これはオーストラリアが輸入する際のSRMの定義なのですか。

○横田課長補佐 はい。

○小泉委員 わかりました。

○吉川座長 少し、最初の質問があいまいといいますか、日本向けにどうしているのかということと、オーストラリアの国内でどうしているのかということとを明確に分けて聞いていないので、多分、背割りをする云々のところは日本向けにわざわざやっているわけではなくて、実質、彼らも必要性に応じて背割りをしてやっているもので、一般論として書いてあると思えますし、一部は日本向けに書いてあるところもありますので、回答書をもらった上で、ここに関しての記載はもう少し明確に、何がどういうふうになっているというふうにしたいと思えます。

歯列のところは、多分、今、横田補佐が言ったように、サーベイランスのときの30か月以上かどうかという、BSurvEを行うためのものであって、日本向けのもはトレーサビリティの方を使ってやっているのか。実際の輸入指導がどういうふうになって、それに対してどう答えているのかというのは、回答書をもう少し見た上で、日本の輸出条件とそれの実施状況は別途わかれば記載したいと思えます。オーストラリア全体の中では、多分、無視できるリスク国そのものですから、SRMそのものがないという定義で処理されていると思えます。

○小泉委員 座長がおっしゃるように、日本向けで、どういう条件が行われていて、どう



しているのかというのが一番大事だと私は思います。そういった条件が、今、言ったような、ほかの国々にも同じように日本がしているのか。あるいはこういったほとんどリスクのない国については、二国間だけの条件なのか。その辺もしっかり調べていただければと思います。

○吉川座長 記憶では、二国間の家畜防疫条件で決めているところと、家畜防疫条件という法的なものではなくて、輸入業者に対する指導といいますか、契約条件的な格好でもう一段、ある意味では国と国というよりも緩いレベルでやっていたものがあったと記憶をしているので、オーストラリアの場合は輸入業者に関しての指導といいますか、予防という格好ですね。法的に二国間で、家畜防疫に関しての条件ではなかった。ただ、実際の指導といいますか、要望の条件がどうなっていて、それに対してオーストラリアがどういうふう to 実施されているかに関しては、今、回答書を求めているということです。

ほかにいいですか。

本間先生、何かございますか。

どうぞ。

○本間委員 済みません、それではお尋ねいたしますが、実は2週間後にハンガリーとノルウェーを訪問する予定です。そこで、この2つの国に関してなにか聞いてくるべき事がありますでしょうか。

○吉川座長 ハンガリーについては、基本的には、以前に、追加確認事項を送っているところですので、そちらを早く答えて頂きたいと思います。また、評価書としては、順次、オーストラリア、メキシコから回答書をいただいているので、それに基づいて評価書が決まっていますから、まだ次の回か、次の次の回になってしまうかもしれませんが、それを基準に同じような格好で評価を進めていきたいと思っています。

ノルウェーは、回答が返ってきていないので、評価は全く進んでいない状況かと思いません。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○小泉委員 私も9日からオーストラリアに訪問しますが、専門委員の方で、ここは聞いてきてほしいということはございますか。

○吉川座長 基本的には、この間、事務局の方に詳細な追加確認事項はもう一回送っていたので、事を速やかに進めるには、できるだけ早く回答をいただければ、その分、早く仕事が進むと思います。

もし、質問し忘れた部分があったら、小泉先生の方に事務局の方から、あるいは専門委員の方で、もう少しここを聞いておいてもらいたいということがあれば事務局の方に連絡をしていただきたいと思います。

ここに関しては、ほかにいいですか。

どうぞ。

○小野寺専門委員 少し細かい話になるんですけども、7ページの上から7行目です。

「95%の施設ではボルトの先端が頭蓋内に侵入するタイプが使用されている」ということなのですが、恐らく、こういう施設から日本に輸出しているのだと思うのですが、あとの5%は何をやっているのかという気がします。

○吉川座長 素直に読みますと、残りの5%はスタンガンを使うけれども、ボルトの先端が頭蓋内に入らないタイプのショックで気絶させているのだらうと思うのです。

それで、日本の施設がどちらに入るかは、この記載ではわかりませんが、多分、95%ですから、ボルトの先端が頭蓋内に入るタイプでスタンニングをしているのではないだらうかと想像します。

○小野寺専門委員 そうしますと、一応、スタンガンは用いているけれども、そのうちの95%が先端が頭蓋内に侵入する。あとのものは侵入しないということですね。

○吉川座長 そうではないかと思うのです。

○横田課長補佐 そのとおりで、机の上のオーストラリアの回答書のファイルの耳の番号の2番が日本語訳のもので、58ページが今の部分でございますけれども、一番下のところの、スタンニングのスタンガンを使用していると畜場数及び割合というところで、スタンガンが頭蓋内に侵入するものが95%で、しないものが5%ということなので、スタンガンは全部の施設で使っているけれども、そのうちの95%が頭蓋内に侵入するタイプで、残りの5%は侵入しないタイプのスタンガンでやっているということになるかと思います。

○吉川座長 いいですか。

○小野寺専門委員 はい。

○吉川座長 ほかにございますか。

ここの部分のリスクに関しては、スタンニングの中で、その次に書いてある、圧縮した空気ガスを頭蓋内に送る方法か、送らないかというのが、実際、その後の末梢まで、中枢神経が飛ぶか、飛ばないかという評価になっていて、オーストラリアの場合は圧縮空気ガスを送り込む方法は使っていないという回答になっています。

ほかにございますか。いいですか。

それでは、先ほどの何か所かに関しての表現を少し次回までに検討して、適切な表現に変えたいと思います。それから、総合評価に関してはどうでしょうか。メキシコをやってからにしましょうか。

残り時間が少なくなったので、場合によったら総合評価のやり方に関しては次回になるかもしれませんが、たたき台のメキシコの方に関して説明をお願いします。

○横田課長補佐 そうしましたら、資料3、メキシコの方の評価書のたたき台の方を説明させていただきます。

基本的な全体の構成は、先ほどのオーストラリアと同じような順番になっておりまして、まず1ページ目が「(1) 生体牛」の「①侵入リスク」でございます。

「BSE リスク国からの生体牛の輸入」が、まず最初の段落に書いてございまして、具体的なデータは後ろの9ページの別紙1になります。

ただ、メキシコの場合は回答書の方が2000年以降しかデータが提出されていないということで、今、それ以前の古いデータがないのかどうかというのは追加確認しておりますけれども、2000年以降のデータについて、現状では整理しておりまして、生体牛に関してはアメリカとカナダから、そこに記載されているようなかなりの頭数が輸入されているということでございます。

その下の「BSE リスク国からの肉骨粉の輸入」ですけれども、後ろの方の10ページ目の別紙2が肉骨粉のデータで、こちらもデータが2000年以降しかございませんが、アメリカからかなりの数量が輸入されているというような状況でございます。

2ページ目の6行目からが「BSE リスク国からの動物性油脂の輸入」で、こちらもアメリカ、カナダからかなりの数量が入っているということでございます。

その次に、2ページ目の13行目以降からが「輸入生体牛又は肉骨粉等が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価」でございますが、オーストラリアと違って、メキシコの回答書の方では特に除外する十分な理由が示されていないことから、基本的にはすべての輸入生体牛とか肉骨粉をリスクの対象としたということでございます。

ただし、17行目以降でございますけれども、アメリカ、カナダからの輸入は、BSE発生後に禁止されたということで、肉骨粉の輸入はすべて牛以外の動物由来と考えて除外すると、少し数量がその分、引けるのではないかとということを記載しております。

22行目以降、動物性油脂の取扱いですけれども、アメリカ、カナダから相当量の輸入が確認されておりますが、同じ時期に生体牛とか肉骨粉も輸入されていて、それらと比較すると相対的にリスクは低いと考えられること。また、BSE発生後、不溶性不純物の最大含

有量は0.15%を超えてはならないとされていることなどから、侵入リスクの評価に、この動物性油脂の部分が影響を及ぼす可能性は低いと考えられたということでまとめております。

その下の28行目以降が「侵入リスクのレベルの評価」でございますけれども、生体牛、肉骨粉、それから、組み合わせたものがそこでいろいろ書いてありますが、まとめたものが後ろの12ページ目の別紙4になりますので、そちらの方を御覧いただければと思います。

結局、2000年以降のデータのみですが、それを用いると、1996～2000年は、生体牛が「非常に低い」。肉骨粉が「無視できる」。組み合わせると「非常に低い」。2001～2005年は、生体牛と肉骨粉、それぞれでは「非常に低い」ですが、組み合わせると、加重係数を足して計算すると1段階上のランクになっているということで、組み合わせの全体のリスクは「低い」。2006年以降は「無視できる」というような評価になったということでございます。

本文の方へ戻りまして、3ページ目の7行目以降が貿易統計の方を用いた場合、どうなるのかということでございますけれども、貿易統計に基づいて全体の侵入リスクのレベルの評価を行いますと、1986～1990年は「無視できる」ですけれども、1991～1995年は「低い」。1996～2000年は「中程度」。2001～2005年は「低い」。2006年以降は「非常に低い」ということで、回答書を用いた場合とレベルの差が少し出てきているということでまとめております。

侵入リスクの方は以上でございます。

○吉川座長　メキシコのケースですけれども、基本的には事務局が言われたように、オーストラリアと同じ方式で文章化してあります。

違うところとすれば、最後のところで言われた、オーストラリアのときは貿易統計と両方使っても特に評価結果に影響がなかったのが悩まないで済んだんですけれども、メキシコの場合は、1つは1995年より前のデータが回答書の中からないということと、一方で、貿易統計そのものの方にはデータがあって、そちらのシナリオを使うとちょうど1ランクぐらいずつ、リスクの全体としての侵入リスクが上がってくるという格好で、事務局としては、前回、回答をもらえなかった1999年以前のデータについて、貿易統計にはこういうデータがあるけれども、メキシコは実際、どうなのですかという質問状を送って回答を待っているということで、もし、同じデータが戻ってくれば特に悩まないで、貿易統計のデータをそのまま使う格好になりますし、もし、何かこういう事情で実は違っているんだということがあれば、それを加味して評価する格好になるかと思っております。

それ以外のところは、輸入生体牛のところは、2004年以降からの肉骨粉に関してアメリカが出てしまったので、牛以外から来ているというふうに考えれば、実際のトン数からそれを引くか。

あるいは同じ理由で、油の方も2003年のデータ等の不溶性不純物が0.15%を超えないということを検討すれば、侵入リスクに及ぼす評価の影響は非常に低いと考えた。

その3点くらいが、オーストラリアとは少し違ったメキシコの評価の格好になっていますけれども、ここを含めて、最初の侵入リスクに関して御意見はございますか。だんだん各国をやっていくと、そんなに単純では、文章化してみても実際には結構難しい部分が出てくると思うんです。

ですけれども、これは実際にはメキシコからの回答次第になりますね。それによって評価をどちらかに決めていかなければなりませんし、もし、正当な理由があれば、それを加味して評価をしなければならないので、これがメキシコの最終という意味ではない、本当にルールに基づいて、自分たちの決めた評価書に基づいて文章化していけば、現時点ではこうなるという理解で読んでいただきたいと思うんです。

どうぞ。

○小野寺専門委員 最初の問題は、1999年以前の輸入データについて確認中とあって、あまり1999年以前のデータがないということです。これはなくても、別に加味して評価できるか、しばらく待つかということになるんですけれども、メキシコはOIEとかああいうところには評価は出ているのでしょうか。

○吉川座長 私の記憶では、OIEは直近7年間のデータでいいというのが基準だったものですから、メキシコは当然出しているんですけれども、多分、2000年から後のデータを、OIEの質問書がそうになっていたもので、ですから、それになぞらえて回答を日本に送ってきたんだろうと思うのです。

○小野寺専門委員 わかりました。大昔の話になりますけれども、EUが一応、あちこちに聞いていたときには過去20年と言って、それでは、とても答えられないという国が、日本を含めて多かったもので、ですから、OIE並みということでしたら、別にこれでもいいのかなと思うのです。

○吉川座長 それは最初の質問状を送るときにも議論をして、OIEとしては国際的に、質問状を送るに際してそういうふうなルールにしましたけれども、日本としてはできる限り、データがあるならそれにとらわれないで前のデータもくださいという格好で質問状を送ろうということを委員会で話し合っただけで質問状を送ったのですが、メキシコとしては、1次回

答としては OIE に準じた回答書の答えになったということで、今、言われたように、もし、前のものを加味して、それが貿易統計に基づくもののデータとして評価すると、回答をいただいた 1999 年以降の評価とはずれが生じてしまうところが問題になるかと思います。

ですから、直近 7 年の OIE 的でいいといえ、このままの評価になりますし、それ以前の侵入リスクも考えることになると、必ずしも、今、ここに出ている全体評価では進まないということになりますので、その事実を確認するという捜査を進めているということです。

いいですか。

○小野寺専門委員 はい。

○吉川座長 ここに関して、ほかにございますか。

そういうわけで、少し中途半端な状況ですけれども、そういう点であれば、回答次第ではあるけれども、基本的にもはや OIE と同じように格好でやるか。あるいはやはり最初に決めたように、前のデータも含めて評価をするか。回答書にディペンドしますけれども、その辺は、でも、実際には回答が返ってきてからでいいのではないですか。今、いろいろな状況を考えておいても、実際に返ってきたデータが想定外であれば、また考えなければなりませんのでね。

どうぞ。

○筒井専門委員 この場合、貿易統計との乖離という点で、ここの部分をどう扱うかというのも返ってきた後に考えることも必要かと思います。

○吉川座長 ほかにございますか。一応、もし、なければそういう格好で、多少、ペンディングになっていますけれども、メキシコの回答に基づいて、必要に応じて書き換える格好になりますけれども、全体の流れとしてはこういった評価になるかと思います。

それでは、次の「②暴露・増幅リスク」のところをお願いします。

○横田課長補佐 そうしましたら、続きまして「②暴露・増幅リスク」の部分を説明させていただきます。3 ページ目の 12 行目以降になります。また、後ろの 11 ページ目の別紙 3 が暴露・増幅リスクをまとめた紙になりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。

まず「飼料規制」に関しては、2000 年に反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への飼料規制を行っているということでございます。

牛の飼育形態ですけれども、主に粗放な管理で飼養されていて、一般的に肉骨粉は飼料としてはあまり用いられていないというのがメキシコの回答書には記載されております。

その下の方の交差汚染防止の関係のところは 25 行目以降ですけれども、大体、半分強が専用施設で、残り 46%が混合施設でございまして、この混合施設におけるライン分離などの交差汚染防止対策を講じているかどうかの資料は確認できていないということで、何らかの対策は取っているのだと思いますが、詳細はデータがないということでございます。

その次に、32 行目以降に肉骨粉の用途別使用量ですけれども、回答書によれば、反すう動物由来原料を含む肉骨粉の 90%が非反すう動物用飼料に使用されていて、残りの 10%は廃棄されているという記載がございまして。

その次の 4 ページ目の上の方、3 行目から遵守状況の確認ですけれども、公的な監査が行われているということでございまして、件数等はそこに記載されているとおりでございます。

12 行目から「SRM の利用実態」でございましてけれども、日本に牛肉製品を輸出している連邦検査適合型施設に対しては通達を出して、SRM を定義しておりまして、SRM の除去を要求する輸出製品からは SRM を除去しているということです。ただし、メキシコの国内では SRM の定義は存在しないということでございまして、回答書によりますと、メキシコでは牛製品を食材として使用することが多く、伝統料理であることから、SRM は食用に回っていて、食用に不適な部分は焼却処分されるという記載になっております。ただし、別の報告書、FAO の調査報告書、2003 年にメキシコのもので出ておりますが、その中の SRM の利用実態の部分に関する記載は、その 22 行目からかぎ括弧で書いてありますけれども「メキシコでは、SRM は人の食用に使用されている可能性がある。食用に供しない SRM が肉骨粉に含まれる可能性がある」というような記載も別の資料ではございます。

24 行目の農場死亡牛は、通常、農場で埋却されて、レンダリングには送られないということでございます。

その次に、28 行目から「レンダリングの条件及び交差汚染防止対策」で、レンダリング施設数は、そこに記載のとおりでございます。

レンダリング条件が 35 行目からで、一般的に 80℃以上 30 分間の処理が義務付けられているということで、OIE コードで規定されている 133℃/20 分/3 気圧のシステムは BSE が発生したときにのみ計画されていて、現時点では導入されていないということでございます。

5 ページの 9 行目からは「その他」でございましてけれども、メキシコでは、これまで TSE の症例は確認されていないということでございます。

暴露・増幅リスクの評価をまとめますと、12 行目からでございますけれども、1986～1

999 年は「中程度」で、2000 年以降は「低い」と考えられたということでまとめております。

説明は以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。「②暴露・増幅リスク」のところですがけれども、飼料規制、SRM の利用実態、レンダリング条件、その他という格好で、回答書をメインに事実の記載がされていますけれども、ここに関してはどうでしょうか。

私、聞きたいんですけれども、5 ページ目のレンダリング規制実施の遵守状況確認のだからやるかということが書いてあって、また、その確認の方法についても書いてあるんですけれども、この結果に関しては、回答書には実際の遵守状況に関しての記載がなかったんですか。どういうシステムで、何をどういうふうにするというのはこれでわかるんですけれどもね。

○横田課長補佐 結果については、机上のメキシコ、チリ、ブラジルとか、オーストラリア以外の国の回答書のファイルで、最初にメキシコの回答書があります。その 27～28 ページ目がレンダリング規制の実施主体と遵守状況確認の結果で、確認結果の表が 28 ページ目の（3）になりますが、特に件数とかの記載がなかったもので、データとしては、ここはないということで、記載をしておりません。

ただし、TIF 施設のと畜場に死亡動物を搬入するという違反はなかったということが 28 ページ目の一番上のところに記載があるということでございます。

○吉川座長 そうですね。質問と答えが違っている感じがして、TIF のと畜場に持ち込まれたものについての適合性の答えはあるけれども、レンダリングの施設についての適合性に関しての回答はなかったということですね。

○横田課長補佐 はい。

○吉川座長 この項目に関して、ほかにもございますか。結構、国によって事情が違うので、かなりの部分が、SRM の定義が国内ではないにしても、メキシコの場合は食用に回っている可能性が結構あるという、少し文化の違いがありますけれども、それ以外に関しては、大体、書かれているかと思えます。それで、リスク評価としては 1986～1999 年が「中程度」で、2000～2007 年が「低い」という結果になるということです。

少し急がせてしまった感じで申し訳ないんですが、12 時になってしまいましたので、ここからは、今のところも、もし、時間があればしたら、もう一回、次回までにじっくり読んでいただいて、続きを次回、メキシコのところから始めたいと思います。

それで、最初に言ったとおり、そろそろ次の国のものもやると同時に、総合的に背景の



リスクとしての侵入暴露リスクと、それから、実際の食肉の工程でのリスク低減等の組み合わせで総合的な評価を、どういうふうな格好でまとめていくのか。また、場合によつたら、もう少しわかりやすいような格好で図示するか。そこら辺も含めて、次回、できれば議論を進めていきたいと思います。

今回は追って、ほかの国のものもできれば、全部を一遍にやる時間はないかもしれませんが、もし、資料の準備ができれば各専門委員の方には送って、前もって見ておいていただきたいと思います。

事務局の方から何かありますか。

○横田課長補佐 特にございませぬ。

○吉川座長 それでは、少し遅れましたけれども、途中で申し訳ありませんけれども、今日の審議はここまでにしたいと思います。お疲れ様でございました。

次回については、日程調整の上、お知らせしますのでよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。